

序

住心院は現在、京都郊外の岩倉に堂宇を構えているが、昭和六十三年までは洛中東洞院六角上ルにあり、かつては頂法寺六角堂の寺中であつた。そして住心院は江戸時代中期まで勝仙院と名乗つていたのであり、また一方、住心院という名称の寺院も鎌倉時代以来の由緒があつた（その経緯は解説に譲る）。さらに住心院は全国の本山派山伏を統べる聖護院門跡の院家先達として、明治初年まで全国的に広大な霞を所有していた。その霞の下には優に一人人を超すであろう年行事・准年行事・同行などがいて、実に本山派修験全体のおよそ半分近くの勢力を住心院が占めていた。また明治初年の神仏分離までは、京都東山今熊野の新熊野神社の別当も、代々住心院の住職が兼ねていた。

その住心院に貴重な古文書が伝わっていることは、早く大正十三年に中村直勝が『修験』誌五号に「御師と檀那と先達―住心院文書について―」と題して紹介したり、昭和二年に東京帝国大学史料編纂所によつて住心院文書の影写本が作成されたり、さらに宮内庁書陵部にも「住心院蔵古文書」と題する影写本一冊が所蔵されるなど、学界ではよく知られていた。その住心院文書は室町時代いらいの先達の姿を書きとどめ、修験道史を研究するうえでかけ替えのない史料群となっている。しかし惜しくも、明治以降に相当数散逸したのも事実である。

このたび住心院に現蔵される文書を中心に、天理図書館保井文庫に収蔵される文書、東大史料編纂

所の影写本にのみ残る文書、宮内庁書陵部の影写本、そして住心院から流出したと見られる文書を収集し、さらに幸い記録類に書き留められて残った文書や、若干ではあるが既刊の史料集に収載されている文書、あるいは聖護院文書の中からなど、住心院関係の史料を付け加え、『住心院文書』という一冊の史料集として出版を企図した次第である。

平成二十六年三月

首藤善樹

坂口太郎

青谷美羽

凡 例

- 一 本書は明治に至るまで、本山修験院家先達であった住心院の所蔵文書を収め、出来る限り旧蔵文書も採集し、さらに若干の関連史料を併載したものである。
- 一 原則として年月日順に配列したが、年代が確定できないものは適宜、その頃と思われる箇所、あるいは関連する文書に付随して収めた。
- 一 校正作業中、滋賀県大津市園城寺所蔵住心院文書二十六点を調査する機会を得た。そのうち把握していなかった文書が十八点あり、その分は年代に拘わらず巻尾に付け加え追補した。
- 一 翻刻にさいしては原則として現在通用の字体に改めたが、固有名詞など一部、歴史的な旧字体を残した場合もある。編者の判断で文書名を付け、適宜、句読点を打った。また原文書に見られる欠字・平出などは、その表示を割愛した。
- 一 文書を理解する補助として、若干の注を付した。
- 一 史料本文と注は三人の編者が責任を共有する共同作業であり、巻末の解説は各人が責任をもつ署名原稿とした。

目次

凡例…………… iii

序…………… i

住心院文書

一 関東下知状	文永 元年(二六四)	十月廿五日……………	三
二 法輪院良瑜御教書	嘉慶 二年(一三八八)	二月廿一日……………	七
三 法輪院良瑜書状写	康応 元年(一三八九)	二月十一日……………	八
四 法輪院良瑜御教書写	康応 元年(一三八九)	二月十六日……………	八
五 甲斐国武田氏熊野参詣交名写	康応 元年(一三八九)	三月 二日……………	九
六 千光院道意御教書	康永 五年(一三九八)	三月 廿日……………	一〇
七 千光院道意御教書	康永 廿九年(一四二二)	十月十九日……………	一〇
八 若王子忠意御教書写	康永 卅年(一四二三)	四月廿六日……………	一一
九 若王子忠意証判状写	康永 卅一年(一四二四)	六月 二日……………	一一
一〇 千光院道意御教書写	康永 卅一年(一四二四)	六月 七日……………	一二
一一 檀那願文	永享十二年(一四四〇)	八月廿九日……………	一二
一二 某書状案	長祿 三年(一四五九)	四月廿三日……………	一三
一三 某書状写	(年不詳)	四月 七日……………	一四

一四	檀那証文	寛正三年(一四六二)	六月十日	一四
一五	御師駿河守良忠書状	(年不詳)	三月十二日	一六
一六	熊野参詣先達職安堵状	寛正六年(一四六五)	四月十四日	一六
一七	熊野参詣先達職安堵状	寛正六年(一四六五)	四月十四日	一七
一八	津江玄猷・井口尊雅連署書状写	寛正六年(一四六五)	四月廿三日	一八
一九	井口尊雅書状写	(年不詳)	四月廿一日	一八
二〇	聖護院道興書状	文正元年(一四六六)	四月十五日	一九
二一	聖護院道興書状添状	文正元年(一四六六)	四月十五日	二〇
二二	熊野檀那壳券	文正元年(一四六六)	四月十五日	二〇
二三	天王寺道者知行安堵状写	文正元年(一四六六)	四月十九日	二一
二四	聖護院道興書状	文正元年(一四六六)	六月廿二日	二二
二五	聖護院道興御書添状写	文正元年(一四六六)	七月廿一日	二二
二六	弁僧都嚴尊讓状写	文明元年(一四六九)	七月廿三日	二三
二七	弁僧都嚴尊讓状写	文明元年(一四六九)	七月廿三日	二三
二八	弁僧都嚴尊讓状写	文明元年(一四六九)	七月廿三日	二四
二九	弁僧都嚴尊讓状写	文明元年(一四六九)	七月廿三日	二四
三〇	弁僧都嚴尊讓状	文明元年(一四六九)	七月廿三日	二四
三一	弁僧都嚴尊讓状写	文明元年(一四六九)	七月廿三日	二五
三二	檀那知行安堵状	文明四年(一四七二)	五月十八日	二六
三三	津江玄猷・井口尊雅連署檀那壳券写	文明四年(一四七二)	八月十六日	二六

三四	後土御門天皇口宣案写	文明 五年(一四七三)	四月廿八日	二七
三五	熊野参詣先達職安堵状写	文明 八年(一四七六)	七月廿三日	二八
三六	聖護院道興御教書写	文明 八年(一四七六)	七月廿三日	二八
三七	甘露寺元長書状写	文明 八年(一四七六)	十二月廿四日	二九
三八	陸奥国檀那預り証文	文明 十年(一四七八)	八月 十日	二九
三九	檢校准后御教書写	(年不詳)	二月廿八日	三〇
四〇	熊野参詣先達職知行安堵状	(年不詳)	十二月十三日	三〇
四一	檀那并房舎等讓状	大永 三年(一五二三)	七月廿三日	三一
四二	今川氏親書状	(年不詳)	三月廿八日	三二
四三	聖護院道増書状	(年不詳)	十月廿一日	三二
四四	聖護院道増御教書	天文十七年(一五四八)	七月廿五日	三三
四四	聖護院道増書状	(年不詳)	七月 七日	三四
四六	聖護院道増御教書	天文 廿年(一五五一)	七月廿三日	三四
四七	浅黄貝緒免許状	(年不詳)	七月廿五日	三五
四八	小山田信有書状	(年不詳)	六月 五日	三五
四九	平手政秀書状	(年不詳)	五月十七日	三六
五〇	穴山祐清書状	(年不詳)	五月 廿日	三六
五一	穴山信友書状	永祿 元年(一五五八)	閏六月二日	三七
五二	小山田虎満書状	永祿 元年(一五五八)	閏六月四日	三八
五三	今川義元書状	(年不詳)	三月 四日	三八

五四	毛利元就書状	(年不詳)	正月十三日	三九
五五	熊野參詣道先達代官職安堵状写	永祿 五年(一五六二)	五月	四〇
五六	市川経好等連署書状	永祿 七年(一五六四)	五月 廿日	四〇
五七	毛利元就判物	永祿 七年(一五六四)	十二月廿二日	四一
五八	武田義信書状	(年不詳)	六月十二日	四一
五九	武田義信書状	(年不詳)	六月十二日	四二
六〇	聖護院道増書状	永祿 八年(一五六五)	四月廿八日	四二
六一	聖護院道増書状	永祿 八年(一五六五)	四月廿八日	四三
六二	聖護院道増書状	(年不詳)	二月十一日	四四
六三	持福院有誓・新熊野成慶連署書状草案	(年月日不詳)	……………	四四
六四	穴山信君書状	永祿 十年(一五六七)	七月十四日	四五
六五	穴山信君書状	(年不詳)	七月 四日	四六
六六	穴山信君書状	(年不詳)	九月十八日	四七
六七	聖護院道増書状	永祿 十年(一五六七)	十二月十一日	四七
六八	聖護院道増書状	(年不詳)	六月 七日	四八
六九	今川直政書状	(年不詳)	八月廿九日	四八
七〇	武田信玄書状	(年不詳)	七月 八日	五〇
七一	武田信玄書状	(年不詳)	七月 十日	五一
七二	武田信玄書状	(年不詳)	七月十二日	五一
七三	武田信玄判物	永祿十一年(一五六八)	正月廿三日	五二

七四	武田信玄書狀	永祿十一年(二五六八)	三月 三日	五二
七五	足利義昭御内書	(年不詳)	九月廿八日	五三
七六	知行宛行狀	(年不詳)	六月 七日	五四
七七	武田信玄条目	元龜 三年(二五七二)	七月十三日	五四
七八	武田勝頼安堵狀	天正 四年(二五七六)	六月十七日	五五
七九	武田勝頼安堵狀	天正 四年(二五七六)	六月十七日	五五
八〇	武田勝頼書狀	(年不詳)	十月廿一日	五六
八一	淺黃貝緒免許狀	天正 五年(二五七七)閏	七月 四日	五六
八二	小山田玄怡書狀	(年不詳)	六月十七日	五七
八三	蘆田幸家書狀	(年不詳)	七月十三日	五八
八四	大槻高繼書狀	(年不詳)	七月十二日	五八
八五	跡部勝資書狀	(年不詳)	十月廿一日	五九
八六	北条氏直判物	天正十一年(二五八三)	正月十二日	六〇
八七	北条氏邦禁制	天正十一年(二五八三)	三月廿八日	六一
八八	北条氏直判物	天正十二年(二五八四)	三月 九日	六一
八九	盛樂坊明運請文	天正十三年(二五八五)	八月廿三日	六二
九〇	毛利輝元書狀	(年不詳)	正月十三日	六三
九一	徳川家康黒印狀	(年不詳)	九月十一日	六三
九二	徳川家康書狀	(年不詳)	十月廿八日	六四
九三	徳川氏奉行入連署狀	天正十五年(二五八七)	九月 晦日	六四

目次

九四	是庵如雪書狀	(年不詳)	十月十五日	六五
九五	是庵如雪書狀	(年不詳)	十月晦日	六六
九六	本多広孝書狀	(年不詳)	十一月三日	六七
九七	本多広孝書狀	(年不詳)	五月廿八日	六七
九八	本多広孝書狀	(年不詳)	十月十二日	六八
九九	本多広孝書狀	(年不詳)	十月十六日	六九
一〇〇	本多広孝書狀	(年不詳)	十月廿六日	六九
一〇一	酒井忠次書狀	(年不詳)	十月十九日	七〇
一〇二	酒井忠次書狀	(年不詳)	十一月二日	七一
一〇三	酒井忠次書狀	(年不詳)	三月廿四日	七一
一〇四	徳川家康朱印狀	天正 廿年(一五九二)	正月廿三日	七二
一〇五	聖護院道澄書狀	(年不詳)	九月十六日	七三
一〇六	小野高光書狀	(年不詳)	十二月晦日	七三
一〇七	秦比高寛書狀	(年不詳)	十二月廿九日	七四
一〇八	雜務坊源春書狀	(年不詳)	四月廿三日	七四
一〇九	杉本坊周為・雜務坊源春連署書狀	(年不詳)	三月廿一日	七五
一一〇	柴庵玄派・雜務坊源春連署書狀	(年不詳)	八月十日	七六
一一一	後陽成天皇口宣案	文祿 四年(一五九五)	五月十五日	七七
一一二	後陽成天皇口宣案	慶長 三年(一五九八)	七月三日	七七
一一三	聖護院興意親王令旨	慶長 十年(一六〇五)	四月十六日	七八

一一四	聖護院興意親王書狀	(年不詳)	正月十二日	七八
一一五	先達代官補任狀	慶長 十年(二六〇五)	八月	七九
一一六	池坊専好屋敷讓狀	慶長十五年(二六一〇)閏	二月十七日	七九
一一七	大井法花堂遺跡安堵狀	慶長 廿年(二六一五)閏	六月 五日	八〇
一一八	金地院崇伝・板倉勝重連署書狀	元和 元年(二六二五)	八月廿四日	八〇
一一九	勝仙院増堅書狀	元和 元年(二六二五)	九月 一日	八一
一二〇	後水尾天皇口宣案	元和 三年(二六二七)	三月廿三日	八二
一二一	徳川秀忠黒印狀	(年不詳)	十一月十二日	八二
一二二	徳川秀忠黒印狀	(年不詳)	霜月 晦日	八三
一二三	野中助右衛門等連署書狀	(年不詳)	六月廿九日	八三
一二四	勝仙院澄存書狀	(年不詳)	三月廿七日	八四
一二五	勝仙院澄存書狀写	(年不詳)	七月 三日	八五
一二六	後水尾天皇口宣案	寛永 元年(二六二四)	十二月廿五日	八六
一二七	後水尾天皇口宣案	寛永 四年(二六二七)	正月十二日	八六
一二八	明正天皇口宣案写	寛永 七年(二六三〇)	正月十一日	八七
一二九	極楽院証文借用狀	寛永 九年(二六三二)	十月廿九日	八七
一三〇	明正天皇口宣案	寛永十四年(二六三七)	三月 二日	八八
一三一	上野国先達職安堵狀	寛永十七年(二六四〇)	八月 十日	八九
一三二	聖護院道晃親王書狀	寛永十七年(二六四〇)	八月 十日	八九
一三三	後光明天皇口宣案	慶安 五年(二六五二)	三月 廿日	九〇

一三四	聖護院道晃親王・道寛親王連署依頼状写	(年不詳)	霜月 八日	九〇
一三五	若王子澄存処分状		七月	九一
一三六	江戸幕府高家衆達書写	慶安 五年(一六五二)	八月廿五日	九八
一三七	御檀那配分之帳	承応 元年(一六五二)	十一月 五日	一〇一
一三八	後光明天皇口宣案	承応 二年(一六五三)	十二月廿四日	一〇四
一三九	後西天皇口宣案	明暦 二年(一六五六)	五月 二日	一〇五
一四〇	後西天皇口宣案	万治 元年(一六五八)	閏十二月廿二日	一〇五
一四一	後西天皇宣旨	万治 元年(一六五八)	後十二月廿二日院	一〇六
一四二	後西天皇口宣案	寛文 元年(一六六一)	十二月廿四日	一〇六
一四三	靈元天皇口宣案	寛文 五年(一六六五)	三月 五日	一〇七
一四四	新熊野社別当職補任状	(年不詳)	七月廿三日	一〇七
一四五	靈元天皇口宣案	延宝 元年(一六七三)	十一月十九日	一〇八
一四六	靈元天皇口宣案	延宝 六年(一六七八)	三月廿四日	一〇九
一四七	靈元天皇口宣案	延宝 八年(一六八〇)	二月 三日	一〇九
一四八	靈元天皇口宣案	延宝 九年(一六八一)	八月十六日	一一〇
一四九	靈元天皇口宣案	天和 元年(一六八一)	十一月廿一日	一一〇
一五〇	靈元天皇口宣案	貞享 二年(一六八五)	五月廿二日	一一一
一五一	駿河・遠江国先達職補任状	貞享 三年(一六八六)	五月十五日	一一一
一五二	肥前国先達職補任状	貞享 三年(一六八六)	五月十五日	一一二
一五三	靈元天皇口宣案	貞享 四年(一六八七)	二月十三日	一一三

一五四	中務光有・岩坊祐勝連署書状	元禄 三年(一六九〇)	九月廿五日	一一三
一五五	東山天皇宣旨	元禄 六年(一六九三)	五月 六日	一一四
一五六	丹波国先達職免許状	元禄 七年(一六九四)	四月十一日	一一四
一五七	東山天皇口宣案	元禄十三年(一七〇〇)	十二月 九日	一一五
一五八	東山天皇口宣案	宝永 二年(一七〇五)	二月廿五日	一一五
一五九	紫房結袈裟免許状	正徳 三年(一七一三)	七月 五日	一一六
一六〇	中御門天皇口宣案	享保 二年(一七一七)	四月 三日	一一六
一六一	中御門天皇口宣案	享保 二年(一七一七)	十二月廿五日	一一七
一六二	中御門天皇口宣案	享保 九年(一七二四)	八月 卅日	一一七
一六三	中御門天皇口宣案	享保十一年(一七二六)	十二月廿四日	一一八
一六四	中御門天皇口宣案	享保十八年(一七三三)	六月 七日	一一九
一六五	中御門天皇宣旨	享保十八年(一七三三)	六月 七日	一一九
一六六	後桜町天皇口宣案	明和 六年(一七六九)	十月十五日	一二〇
一六七	後桜町天皇口宣案	明和 七年(一七七〇)	正月廿九日	一二〇
一六八	後桃園天皇口宣案	安永 元年(一七七二)	十二月十五日	一二一
一六九	後桃園天皇口宣案	安永 元年(一七七二)	十二月十五日	一二一
一七〇	権僧正勅許請文写	天明 二年(一七八二)	二月 七日	一二二
一七一	光格天皇口宣案	寛政 十年(一七九八)	二月三十日	一二三
一七二	光格天皇口宣案	文化十一年(一八一四)	正月廿七日	一二三
一七三	光格天皇口宣案	文化十一年(一八一四)	五月廿五日	一二四

目次

一七四	光格天皇口宣案	文化十二年(一八一四)	八月十一日	一一四
一七五	仁孝天皇口宣案	天保二年(一八三一)	十二月十日	一一五
一七六	孝明天皇綸旨	(年不詳)	十一月廿三日	一二五
一七七	明治天皇口宣案	慶応三年(一八六七)	三月廿三日	一二六
一七八	明治天皇口宣案	慶応三年(一八六七)	三月廿三日	一二七
一七九	平等院由緒書	(年月日不詳)	……	一二七
一八〇	三曆	(年月日不詳)	……	一二九
一八一	住心院古代中興歴数并勝仙院歴代	(年月日不詳)	……	一三一
一八二	住心院伝記	(年月日不詳)	……	一三四
一八三	六角興緒故実	(年月日不詳)	……	一四三
一八四	住心院過去帳	(年月日不詳)	……	一四六
一八五	聖護院道興書状写	延徳二年(一四九〇)	八月七日	一四八
一八六	聖護院道興書状	(年不詳)	二月八日	一四九
一八七	武田義信書状	(年不詳)	六月十二日	一四九
一八八	聖護院道澄書状	(年不詳)	七月廿四日	一五〇
一八九	甘利信忠書状	永祿十年(一五六七)	七月八日	一五〇
一九〇	敏満寺西福院宋澄書状	永祿十一年(一五六八)	正月廿六日	一五一
一九一	聖護院道澄書状	(年不詳)	七月廿六日	一五二
一九二	聖護院道澄書状	(年不詳)	七月廿三日	一五三
一九三	聖護院道澄書状	天正八年(一五八〇)後	三月十九日	一五三

一九四	六角不動坊留主番請文	(年不詳)	六月十二日	一五四
一九五	生駒一正書狀	(年不詳)	八月十日	一五五
一九六	仙石秀次書狀	(年不詳)	七月廿四日	一五六
一九七	某義国書狀	(年不詳)	六月七日	一五六
一九八	某書狀	(年不詳)	九月廿五日	一五七
一九九	某書狀	(年不詳)	十二月晦日	一五七
二〇〇	某書狀	(年月日不詳)		一五八
二〇一	某書狀	(年月日不詳)		一五八
二〇二	遊佐龍盛書狀包紙	(年月日不詳)		一五九

解 説

住心院と勝仙院の歴代	首藤善樹	一六三
住心院初代長乗について	坂口太郎	一九四
幕末明治の住心院	青谷美羽	二〇二

住心院と勝仙院の歴代

首藤善樹

一 中世の住心院

住心院初代長乗 「住心院伝記」(本書一八二号。以下、番号のみ表示したものは本書所収)と「三曆」(一八〇号)は、住心院の歴代の最初に覚愉をあげている。「住心院過去帳」(一八四号)は覚愉をあげていないが、一般に住心院初代とされる長乗に「当院第二」と注記している。また「住心院古代中興歴数并勝仙院歴代」(一八一号)は長乗から始まり、覚愉を記さない。これらの史料は江戸時代に下るものばかりであり、江戸時代にはすでに住心院の草創については不詳となっていたと見える。

「伝法灌頂血脈譜」(『園城寺文書』第七卷所収)によると覚愉は住心房と号し、建保五年(一二二七)七月七日、京都東山鹿ヶ谷にあった如意寺において如意寺法印慶範に従い伝法灌頂の入壇をしている。この覚愉は住心房と号したが、いまだ「住心院」ではなかったのであろう。しかも長乗とは伝法灌頂を受けた年代が五十一年もあいていて、覚愉と長乗の関係も判然としない。現在の住心院では、この覚愉を始祖としている。

ついで諸書に長乗があげられている。「住心院過去帳」に長乗は「寛乗資 当院第二 童名日増」とある。この記載にしがえば、寛乗が住心院の初代と考えられなくもないが、現在、住心院では長乗を初代としている。

長乗は難波出雲守藤原長貞の子で、一印房と号し住心院に住した（伝法灌頂血脈譜）。『尊卑分脈』には「寺長乗大阿闍梨 住心院 大僧正」とある。長乗は元亨三年（一三三三）十一月五日に八十歳で寂した（伝法灌頂血脈譜）。なお長乗の詳細な事績は、本書の別稿の解説「住心院初代長乗について」を参照されたい。

住心院は鎌倉時代から天台宗寺門派の有力な寺院だったのである。

住心院第二道猷

道猷は正安二年（一三〇〇）、長乗の室に入り剃髪受戒した（三井統灯記）。延慶三年（一

三一〇）十一月十一日、三十一歳のとき園城寺唐院において長乗に従い伝法灌頂の入壇をし、暦応三年（一三四〇）十二月二十四日に一度、円明寺で授法している。前権僧正道猷は延文三年（一三五八）十二月十五日、八十歳で寂した（伝法灌頂時の年齢から算出すると七十五歳となる——伝法灌頂血脈譜・三井統灯記）。「三井統灯記」に道猷は一生「新金峯山」に住すとあり、修験とのなんらかの関係が推察される。また正和四年（一三一五）五月二十四日、大吉祥院において「烏薊大輪伝受記」を著した（妙法院所蔵奥書）。

住心院第三代豪猷

豪猷は「三井統灯記」の伝を見ると、次のようにある。建武元年（一三三四）、誕生。永

和元年（一三七五）五月八日、常住院良瑜に従い伝法灌頂入壇。南滝に奉仕一千日。両峯先達九箇度。門子に深基という者あり。また先達位に居すこと十二度。

右の伝によると豪猷は三井修験道の流れをくみ、大峯・葛城嶺に入峯し、熊野参詣の先達を勤めていた。豪猷は修験を兼帯し、熊野参詣先達の道を歩んだのである。伝法灌頂の師が、三山・新熊野檢校、南滝奉仕一千日、大峯抖擻四ヶ度とされる常住院良瑜であることも因縁があろう。

豪猷は三条家の息で、僧正に任じられた（住心院古代中興歴数并勝仙院歴代）。応永六年（一三九九）九月十五日、相国寺に足利義詮三十三年忌追善のため七重大塔が建立され、その供養の散花師の一人として出仕したと

いう(三曆)。

ところで豪猷は嘉慶二年(一三八八)二月二十一日、良瑜から大悲寺僧正遺跡熊野參詣檀那らびに上分物等の管領を承認されている(二号)。その文書は住心院に現蔵されるもので、中世における住心院の存在を確実に示す初見史料である。「住心院伝記」(一八二号)は差出者である「法印」を「乗々院良縁歟」とし、聖護院の院家若王子の関与を示唆している。大悲寺僧正遺跡とあるのみで具体的な地名などは示されていないが、応永二十九年(一四二二)十月十九日付の聖護院道意御教書(七号)に「大悲寺僧正遺跡熊野參詣諸檀那内、斯波殿御一家奥州大将并被官人之先達職上分等」とあり、斯波殿御一家奥州大将ならびに被官人を含むものであった。斯波氏は室町幕府の管領として知られ、陸奥国斯波郡を領有し、子孫は奥州探題・羽州探題となっている。

続いて豪猷は翌康応元年(一三八九)二月十一日に甲斐武田一族ならびに被官人等の熊野參詣先達職、同年二月十六日に甲斐国・同鶴郡四十八郷その他の保内十四ヶ村の熊野參詣先達職を、それぞれ良瑜から承認されている(三・四号)。そして実際にその年三月、武田氏の後室とその供の人たち九人を熊野へ導いた(五号)。

その後、良瑜が応永四年(一三九七)八月二十一日に寂したのち、応永五年三月二十日に千光院道意から大悲寺僧正遺跡熊野參詣檀那らびに上分物等を安堵されている(六号)。道意は良瑜の弟子で、明德二年(一三九一)に聖護院を継承している。

豪猷の入寂について「三井統灯記」は応永三十一年(一四二四)十二月十二日卒、九十一歳と記している。しかし、後崇光院(伏見宮貞成親王)の日記である「看聞日記」応永二十八年二月十九日条には「抑豪融僧正円寂事、旧冬月迫之間不訪之」とあり、実際の豪猷の入寂は応永二十七年十二月、享寿は八十七歳であったと思われる。

■ 編者紹介 ■

首藤善樹（しゅどう・よしき）

昭和24年生

現在 高田短期大学名誉教授 聖護院史料研究所所長

おもな編著書

『金峯山寺史料集成』（国書刊行会，平成12年）

『金峯山寺史』（国書刊行会，平成16年）

『本山修験飯隈山蓮光院史料』（至言社，平成20年）

『大峯葛城嶺入峯日記集』（岩田書院，平成24年）

『聖護院史研究』一～三（聖護院史料研究所，平成25年）

『聖護院史辞典』（聖護院史料研究所，平成26年）

坂口太郎（さかぐち・たろう）

昭和57年生

現在 京都造形芸術大学・近畿大学非常勤講師 聖護院史料研究所研究員

おもな論文

「後醍醐天皇の寺社重宝収集について」（上横手雅敬編『鎌倉時代の権力と制度』思文閣出版，平成20年）

「東京大学史料編纂所蔵『五大虚空藏法記』について—後醍醐天皇と後宇多院法流—」（『古文書研究』第72号，平成23年）

「鎌倉後期・建武政権期の覚寺統と覚寺門跡—性円法親王を中心として—」（『史学雑誌』第122編第4号，平成25年）

青谷美羽（あおたに・みう）

昭和57年生

現在 京都造形芸術大学通信教育部非常勤講師 聖護院史料研究所研究員

おもな論文

「明治初年における修験道本山の動向—聖護院の事例—」（『山岳修験』37号，平成18年）

「明治期の聖護院大峰修行—近代の皇族と門跡との関係構築に関する一考察—」（『日本宗教文化史研究』23号，平成20年）

じゅうしんいんもんじよ
住心院文書

2014(平成26)年3月20日発行

定価：本体6,000円(税別)

編者 首藤善樹・坂口太郎・青谷美羽

発行者 田中 大

発行所 株式会社 思文閣出版

〒605-0089 京都市東山区元町355

電話 075-751-1781(代表)

印刷
製本 亜細亜印刷株式会社

©Printed in Japan 2014

ISBN978-4-7842-1744-1 C3021